

市・都民税、所得税の申告準備はお早めに

2月から市・都民税、所得税の申告受け付けが始まります。期間・会場などは、「広報あきしま」2月1日号でお知らせします。

税理士による確定申告相談(無料)

所得税・事業税などの申告(譲渡・贈与・相続関係を除く)、所得税申告書の書き方について相談できます。会場で作成した申告書は当日提出できませんので、作成に必要な書類をお持ちください。ただし、申告書を提出するだけの場合は受け付けできませんので、直接、立川税務署へ提出してください。

また、車での来場はご遠慮ください。

◇日時 2月4日(火)～10日(月)の平日の午前9時15分～午後4時(受け付けは午後3時30分まで)

※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 市役所1階市民ホール

◇対象

*年金受給者で、公的年金等の収入金額が40万円を超える方、公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円を超える方
*給与所得者で、年末調整をしていない方 など

※高額所得者や相談内容が複雑な方は、各自で税理士に相談(有料)をするか、税務署の作成会場をご利用ください。

◇持ち物 源泉徴収票、印鑑、マイナンバーカード(通知カードと運転免許証など本人確認できる書類でも可)、国民年金保険料・寄附金などの支払いを証明する書類、生命保険料控除証明書など

※還付申告の場合は、還付金の振り込み先の口座が分かるものもお持ちください。

申告書の作成・提出会場

所得税(復興特別所得税)・贈与税・個人消費税の申告書の作成・提出会場を設置します。公共交通機関でご来場ください。

◇期日 2月17日(月)～3月16日(月)の平日、及び、2月24日(振休)、3月1日(日)

◇時間

*相談 午前9時～午後4時(受け付けは午前8時30分から)
*申告書の提出 午前8時30分～午後5時
※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 立川地方合同庁舎

◇持ち物 確定申告に必要な書類、印鑑、マイナンバーカード(通知カードと運転免許証など本人確認できる書類でも可)

所得税の還付について

給与所得などのある方で、令和元年中に次のような理由で源泉徴収税額が過納となっている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
*住宅ローンなどを借り入れて住宅を取得した
*多額の医療費を支払った
*寄附金・義援金を支払った
*年の途中で退職した
*令和元年(平成31年)分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、源泉徴収されている

など

寄附金税額控除を忘れずに

ふるさと納税や、条例で指定された団体へ寄附をすると、市・都民税の控除を受けられます。確定申告の際に、確定申告書第二表の寄附金に関する欄へ記入してください。

郵送での提出はこちらへ

◇宛先 〒190-8565 立川地方合同庁舎立川税務署
※申告書の「控」が必要な方は、宛先を記入し切手を貼った返

申告書の作成に活用を

信用封筒を同封してください。
国税庁のホームページ内の確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って入力すると、自動計算により、申告書などを作成できます。印刷した申告書はそのまま税務署に提出できますので、ぜひご利用ください。
☆詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181へ。

税制改正のお知らせ

◎住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)制度を拡充

住宅ローン控除の要件を満たして、令和元年10月1日～2年12月31日に入居した方は、控除期間が3年延長され13年間になります。11～13年目については、毎年、「建物購入価格の3分の2%」、「年末時点でのローン残高の1%」のいずれか少ない額が控除されます(上限あり)。

◎ふるさと納税制度を見直し

令和元年6月1日以降、返礼品は寄附金の3割相当を超えない、その地域の地元産に限るなどの基準について、遵守の徹底が求められています。基準を満たし、総務大臣に指定された団体への寄附がふるさと納税制度の控除の対象となります(12月1日現在、5団体が対象外)。

☆詳しくは、市民税係へ。